

山村学園高等学校学則

学校法人 山村学園

山村学園高等学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に高等普通教育を施し、国家及び社会の有為な形成者としての資質を向上し、健全な個性の確立を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は山村学園高等学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は埼玉県川越市田町16番地の2に置く。

第2章 課程、学科及び収容定員

(課程、学科及び収容定員)

第4条 本校の課程、学科及び収容定員は次のとおりとする。

全日制の課程

普 通 科 1200名

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は3年とする。

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて次の3学期制とする。

第1学期 4月 1日から 8月31日まで

第2学期 9月 1日から 12月31日まで

第3学期 1月 1日から 3月31日まで

(休業日、臨時休業日及び臨時授業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学校創立記念日(4月30日)

(創立記念日が日曜日にあたる時は、その翌日を休業日とする)

(4) 県民の日を定める条例(昭和46年埼玉県条例第58号)に規定する日
(11月14日)

(5) 春季休業日 4月 1日から 4月 4日まで(原則)

(6) 夏季休業日 7月 21日から 8月 31日まで(原則)

(7) 冬季休業日 12月 25日から 1月 7日まで(原則)

(8) 学年末休業日 3月 21日から 3月 31日まで(原則)

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常災害その他の急迫の事情があるときは、臨時に授業を行い、または行わないことがある。

第4章 入学、転学、退学、休学、留学及び出席停止

(入学)

第9条 本校第1学年に入学することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 前号に準ずる学校を卒業した者

(3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者

(4) 本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学)

第10条 第1学年の途中又は、第2学年以上に転入学することができる者は、教育上支障がなく、必要な単位を修得し、校長が別に定めた要件を満たしていると認められた者とする。

2 第1学年の途中又は、第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第11条 本校への入学は、選考の上校長がこれを許可する。

(出願手続き)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他必要書類に入学選考手数料を添え、出身中学校長を経て提出しなければならない。

(入学手続き)

第13条 入学を許可された者の保護者(親権を行う者がいないときは後見人)は、保証人連署をもって在学保証書と共に入学金を添えて、定められた日までに入学手続きをとらなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、原則として県内に居住する者とする。

3 校長は、前項の保証人が適当でないと認めたときはこれを変更させることがある。

4 保護者もしくは保証人が死亡又は、保証人が第2項に規定する要件を欠くにいたったときは、改めて在学保証書を提出しなければならない。

5 第1項に定める手続きが、所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 生徒がやむを得ない事由があつて転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署で校長に願い出て許可を受けなければならない。

ただし、疾病による退学の場合は医師の診断書を添えなければならない。

(再入学)

第16条 前項によって退学した者が2年以内に再入学を願い出たときは、校長は退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することがある。

(休学)

第17条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって3カ月以上出席できず休学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人連署で校長に願い出て許可を受けなければならない。

ただし、疾病による休学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項により休学を願い出たときは、校長は2年以内の期間で事由によりこれを許可する。

(復学)

第18条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保

証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(留 学)

第19条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項により留学を願い出たとき、校長は教育上有益と認めた場合は留学を許可することがある。

3 留学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

4 校長は第23条の規定にかかわらず、前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することがある。

5 校長は前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第6条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがある。

(出席停止)

第20条 校長は伝染病にかかり、もしくはそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることがある。

(欠 席)

第21条 病気その他で1週間以上欠席する者は、保護者、保証人連署で届け出るものとする。

ただし、病気で欠席する場合は医師の診断書を添えなければならない。

第5章 教育課程、単位修得及び卒業等

(教育課程)

第22条 本校の教育課程は、別表に定める教科並びに、教科以外の教育活動により編成する。

(単位修得の認定)

第23条 単位修得の認定は、生徒の出席状況と平素の成績によりその成果が満足と認められる場合、学納金の完納を確認してこれを行う。

2 前項による認定の方法は、校長がこれを定める。

(卒業)

第24条 校長は、本校における所定の全課程を履修し、その成果が満足と認められた者に対して卒業の認定を行い、学納金の完納を確認して卒業証書を授与する。

(原級留置)

第25条 生徒が長期休学その他の事由により、所定の単位を修得せず、進級させることが適当であると認めがたいときは、原学年に留め置くことがある。

第6章 教職員

(教職員)

第26条 本校に次の教職員をおく。

(1) 校長	1	(11) 業務担当	2
(2) 校長補佐	1	(12) 校医	
(3) 教頭	1	内科	1
(4) 教諭	45	歯科	2
(5) 養護教諭	1	(13) 学校薬剤師	1
(6) 常勤講師	19		
(7) 実習助手	2		
(兼務 1 (事務職員))			
(8) 非常勤講師	25		
(9) 嘱託	2		
(10) 事務職員	8		

2 校長は校務を総括し、所属職員を監督する。

3 校長補佐並びに教頭は校長を助け校務を整理し、必要に応じて生徒の教育をつかさどる。

4 教諭は担任学科を教授し、生徒指導の任に当たる。

5 養護教諭は生徒の養護をつかさどる。

6 常勤講師・非常勤講師は教諭に準ずる職務に従事する。

7 嘱託は英語授業の指導補助に当たる。

8 実習助手は教諭の職務を助け、校務に従事する。

9 事務職員は事務に従事する。

10 業務担当は施設管理業務に従事する。

第7章 入学選考手数料、入学金、授業料及び施設費等

(入学選考手数料、入学金、授業料及び施設費等)

第27条 入学選考手数料、入学金、授業料及び施設費等は次のとおりとする。

入学選考手数料		25,000円	
(複数回受験	35,000円)		
入 学 金		230,000円	
(延納手続金	15,000円)		
授 業 料	全学年	28,000円	(月額)
施 設 費	全学年	12,000円	(月額)
実験実習料	全学年	10,000円	(年額)
図 書 費	全学年	5,000円	(年額)
保健衛生費	全学年	5,000円	(年額)
冷 暖 房 費	全学年	10,000円	(年額)

(納入及び納入の特例)

第28条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料及び施設費等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 既納の入学金は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。
- 3 生徒が休学したときは、第1項の規定にかかわらずその始期の属する翌月（始期が月の初日に当たる場合は当該月）から、その終期の属する月の前月（終期が月の末日に当たる場合は当該月）まで授業料、施設費、実験実習料、図書費、保健衛生費及び冷暖房費の全部を免除することがある。
- 4 生徒が外国の高等学校に留学した場合は、第1項の規定にかかわらず、次の各号によるものとする。
 - (1) 第19条第3項の規定により復学が許可され、同条第4項の規定により単位の修得が認定された場合

留学期間(減免期間は前項に準ずる。以下同じ)に相当する授業料及び施設費の2分の1、実験実習料、図書費、保健衛生費及び冷暖房費の全部を免除することがある。ただし、留学期間が3学年次を経過し、復学が許可され卒業が認定された場合は、3学年次を超える留学期間の授業料、施設費、実験実習料、図書費、保健衛生費及び冷暖房費は徴収しないものとする。

(2) 第19条第3項の規定により復学が許可され、同条第4項の規定により単位の修得が認定されなかった場合

留学期間に相当する授業料、施設費、実験実習料、図書費、保健衛生費及び冷暖房費の全部を免除することがある。

ただし、留学期間が短期間で、当該学年において進級するために必要な単位数が取得できる出席日数が確保される場合は免除しないものとする。

5 その他特別の事情がある場合には、授業料及び施設費の全部又は、一部を免除することがある。

(滞 納)

第29条 授業料、施設費等を滞納し、その後において納入の見込がないときは、除籍することがある。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第30条 生徒がその成績、品性とも優れ、他の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲 戒)

第31条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められた者

(3) 正当の理由がなく、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第9章 補 則

(服 喪)

第32条 生徒は、親族が死亡した場合、次の表に掲げる期間服喪のため忌引を受けることができる。遠隔地の場合は、忌引延長の願い出により往復各1日が加算されることがある。

死亡した者	忌引日数
父・母	5日
祖父母・兄弟姉妹	3日
曾祖父母・伯叔父母	1日

(細則の制定)

第33条 校長は管理運営に関し、必要と認める場合には細部について別に定める。

付 則

- 1 この学則は昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に際し必要な細則は学校長がこれを定める。
- 3 この学則は平成元年4月1日から施行する。
- 4 この学則は平成2年4月1日から施行する。
- 5 この学則は平成3年4月1日から施行する。
- 6 この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 7 この学則は平成5年4月1日から施行する。
- 8 この学則は平成6年4月1日から施行する。

(収容定員変更の経過措置)

本校全日課程普通科、商業科女子の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、平成6年度については、次表のとおりとする。

学 年	科 \ 年度	平成6年度
第1学年	普通科	300
	商業科	200
	計	500
第2学年	普通科	300
	商業科	200
	計	500
第3学年	普通科	200
	商業科	300
	計	500
合 計	普通科	800
	商業科	700
	計	1,500

- 9 この学則は平成7年4月1日から施行する。

- 10 この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 収容定員については、第 4 条の規定にかかわらず平成 15 年度から平成 16 年度の間、次の表の通りとする。

学 年	科 \ 年度	15 年度	16 年度
1 学年	普通科	500	500
	商業科	0	0
2 学年	普通科	300	500
	商業科	200	0
3 学年	普通科	300	300
	商業科	200	200
合 計		1,500	1,500

- 19 この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 23 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 第 4 条 本校の課程、学科及び収容定員にかかわらず平成 21 年度から平成 22 年度において下表のとおりとする。

学 年	平成 21 年度	平成 22 年度
1 学年	400 名	400 名
2 学年	500 名	400 名
3 学年	500 名	500 名
合 計	1400 名	1300 名

- 25 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 26 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 27 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 28 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 29 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 30 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。